

青森大学学長会議運営要項

[令和5年4月1日学長裁定]

(目的)

第1条 この要項は、青森大学（以下「本学」という。）の教学運営に関し、学長の指揮統括の下、本学教職員が連携協力して事業等を計画的に進めるため、青森大学学長会議（以下「学長会議」という。）を設置し、学長の業務を補佐する体制の強化及び事業の効率的な運営を行うことについて、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 前条の目的を達成するために、学長会議は次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の運営に関する基本事項等に関すること
- (2) 本学の中期的な計画に関すること
- (3) 本学の教学マネジメント等に関すること
- (4) その他、学長が必要と認めた事項

(組織構成)

第3条 学長会議は、学長、担当副学長、学監、経営戦略局長、自己点検・認証評価対策室長、教務課長、学生課長、研究推進・社会連携課長その他、学長が指名する教職員により構成する。

- 2 学長は、必要に応じて第1項で定めた以外の者を学長会議に参加させることができる。
- 3 学長会議の議長は、学長とする。

(庶務)

第4条 学長会議の庶務は、経営戦略局において処理する。

(改正)

第5条 この要項の改正は、学長が行う。

附 則

この裁定は、令和5年4月1日から施行する。